

令和6年能登半島地震 関連情報 (R6.2.28 現在)

【相談窓口に関する情報】

【石川県】事業者向けワンストップ相談窓口

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や補助金、資金繰り、雇用維持に関する支援策の活用等のご相談に対応します。(予約制で対面による相談も可能です)

○電話による相談

TEL : 0120-330-955 (9:00~18:00 / 土日祝も受付)

○なりわい再建支援補助金に関するお問い合わせ

TEL : 0570-076-225 (9:00~18:00 / 土日祝も受付)

○対面による相談

時間 : 9:00~18:00 / 土日祝も受付

場所 : 石川県工業試験場 1 階 (事前予約制)

※予約は上記フリーダイヤルからお申込みください。

【能登在住の事業者の方へ】 [能登事業者支援センターの開設について](#)

事業再建に向けた経営相談、補助金・融資・雇用維持等の支援制度に関するお問い合わせなど、能登の事業者の皆様からの様々なご相談に対応します。

時間 : 10:00~17:00 (土日祝除く / 受付終了 : 16:00)

場所 : 石川県奥能登総合事務所 4 階 (のと里山空港内)

TEL : 0768-26-2380

【金沢商工会議所】特別相談窓口の設置

地震による災害等により、企業経営に影響を受けた事業者の皆様に向け相談窓口を開設しています。(初回予約不要)

時間 : 9:00~17:00 (土日祝除く) ※地下駐車場ございます

場所 : 金沢商工会議所会館 1 階 企業経営アシストセンター

TEL : 076-263-1161

【その他特別相談窓口】

- [日本政策金融公庫 金沢支店 国民生活事業](#) TEL : 0570-045202
(平日 9:00~17:00) [中小企業事業](#) TEL : 076-231-4275
- [商工組合中央金庫 金沢支店](#) TEL : 076-221-6141 (平日 9:00~17:00)
- [石川県信用保証協会 保証課](#) TEL : 076-222-1522
[経営支援課](#) TEL : 076-222-1550
(平日 9:00~17:10)
- [石川県産業創出支援機構 \(よろず支援拠点\)](#) TEL : 076-267-6711
(平日 8:30~17:15 土日祝 10:00~17:00)

- ・中小機構 北陸本部 TEL：076-223-5546
(平日 9:00~17:45 土日祝 9:00~17:00)
 - ・石川労働局 TEL：076-265-4432 (平日 8:30~17:15 土日祝除く)
- ※この他、県内の各金融機関において、特別相談窓口を開設しております。詳しくは各金融機関のHP等をご確認ください

【補助金に関する情報】

○小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」

令和6年能登半島地震による災害による被災区域4県（石川県、富山県、新潟県、福井県）の小規模事業者等の事業再建を支援するため、事業者が作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助します。

- 対象者** 上記被災区域に所在する、「令和6年能登半島地震」により被害を受けた小規模事業者等（個人事業主、会社及び会社に準ずる営利法人等）
- 補助金額** ①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的被害のあった事業者）
(上限) ②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）
- 補助率** 2/3 ※一定の要件を満たす場合は定額
- 公募締切** 1次：2月29日（木）※当日消印有効
※2次以降 追って公表予定
- 申請方法** 郵送のみ
- お問合せ** 商工会議所地区補助金事務局（平日 9:00~12:00、13:00~17:00）
TEL：03-6635-2021 ※土日祝日の休業日を除く

○小規模事業者持続化補助金「一般型」(第15回)

小規模事業者等が取り組む販路開拓や、その取組と併せて行う業務効率化の取組の経費の一部を補助します。

- 対象者** 小規模事業者等（個人事業主、会社及び会社に準ずる営利法人等）
- 補助金額** 通常枠 上限50万円
※一定の要件を満たす場合は最大200万円
※インボイス特例の要件を満たしている場合は50万円上乗せ
- 補助率** 2/3 ※一部3/4となる枠あり
- 公募締切** 3/14（木）17:00 ※郵送の場合当日消印有効
- 申請方法** ①電子申請システムより ※G Biz ID プライムの取得必須
②郵送 ※但し、減点調整の対象となります
- お問合せ** 商工会議所地区補助金事務局（平日 9:00~12:00、13:00~17:00）
TEL：03-4330-3480 ※土日祝日の休業日を除く

○なりわい再建支援補助金

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します。

- 対象者** 令和6年能登半島地震の被害を受けた、

	石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
対象経費	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等 ※着手済の経費・実行済の融資についても、適正と認められる場合には 災害発生日（令和6年1月1日）まで遡及適用
補助金額	上限 15 億円 ※一部 5 億円まで定額補助
補助率	中小・小規模事業者 3/4 中堅企業等 1/2 ※自己負担が 1/4 発生→自己負担分の資金調達に活用できる融資制度有 →「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」（詳細は下記記載）
公募締切	随時、公募を実施
お問合せ	ワンストップ相談窓口（TEL：0120-330-955）

○中小企業者持続化補助金（災害支援枠）

令和6年能登半島地震により被害を受け、事業再建に取り組む中小企業者の皆様に支援します。

対象者	石川県内に主たる事業場を有する中小企業者 ※小規模事業者は補助対象外
対象経費	本補助事業の実施に必要な経費 （例：機材装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用等）
補助金額	上限 200 万円（直接的な被害があった事業者） 上限 100 万円（間接的な被害があった事業者）
補助率	1/2 以内（共に）
公募締切	4 月 15 日（月）
お問合せ	（公財）石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 （TEL：076-267-5551）

○石川県伝統工芸事業者再建支援事業費補助金

令和6年能登半島地震の影響を受けた石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品製造者等の事業再開を支援するため、当該伝統的工芸品製造に必要となる窯、ろくろ、道具等の購入・修繕、原材料の確保及び試作・製作に係る経費を補助します。

対象者	令和6年能登半島地震により石川県内で被災し、生産設備等が当該災害により被害を受けた、 （1）石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者 （2）石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品を製造する製造事業者等のグループ及び製造協同組合等
対象経費	石川県指定伝統的工芸品・稀少伝統的工芸品の製造を再開するために必要な、 （1）設備・機器（窯、ろくろ、道具等）などの購入費及び修繕費 （2）原材料の購入費及び型等の試作・製作費

補助金額	上限1,000万円 ※下限なし
補助率	3/4以内
公募締切	1次：3月13日（水）
お問合せ	石川県 商工労働部 経営支援課 伝統産業振興室 (TEL：076-225-1526)

○商店街災害復旧事業補助金

令和6年能登半島地震により被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧にかかる費用を一部補助します。

対象者	令和6年能登半島地震により被災した商店街等組織（※） ※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
対象経費	アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費等
補助金額	上限なし
補助率	3/4
公募締切	1次：4月8日（月）／2次：5月10日（金）
お問合せ	石川県 商工労働部 経営支援課 企画管理・商業グループ (TEL：076-225-1521)

○商店街にぎわい創出事業補助金

令和6年能登半島地震の影響を受けた商店街が実施する、にぎわいを創出するための取り組みを支援します。

対象者	(1) 石川県内に所在する商店街等組織（※） (2) (1)と民間事業者の連携体 ※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
対象経費	にぎわい創出のためのイベント等を行うために必要な経費 (例：会場借料/設営費、リーフレット等の印刷製本費、広告宣伝費等)
補助金額	下限30万円／上限100万円
補助率	10/10
公募締切	二次：3/12（火） 三次：4/19（金）
お問合せ	石川県 商工労働部 経営支援課 (TEL：076-225-1521)

○事業再構築補助金（第12回）

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援します。

※現在、第12回募集前です（公表時期未定）

お問合せ	制度全般に関するコールセンター（平日9:00～18:00） TEL：0570-012-088
------	---

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（第17回）

中小企業・小規模事業者等の革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

お問合せ サポートセンター（平日 10:00～17:00）
TEL：050-3821-7013

【資金繰り支援に関する情報】

中小企業庁、金融庁等から官民金融機関に対し、能登半島地震の災害の状況や資金需要等を勘案して、融資審査に係る提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている事業者に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援を徹底するよう要請がされています。

石川県

○令和6年能登半島地震災害対策特別融資

被災事業者を対象に、当初5年間無利子かつ信用保証料を免除する融資制度

対象者 ①セーフティネット保証4号（地震の影響で売上▲20%）又は
②災害関係保証（罹災証明等）かつ施設・設備復旧の補助金交付決定※
※建物全半壊が明らかな場合は交付決定不要

資金使途 設備資金、運転資金 ※新規融資のみ

融資上限 1億円

貸付期間 10年以内（内、据置5年以内）

融資利率 1.0%（当初5年間無利子）

信用保証 必須（信用保証料免除）※伴走支援型特別保証を利用

お問合せ 石川県信用保証協会（TEL：076-222-1550）

日本政策金融公庫

○災害復旧貸付

災害復旧のための設備資金及び長期運転資金を融資する制度

対象者 令和6年能登半島地震によって直接被害を受けた被災地域の中小企業者、又は直接被害を受けた方の事業活動に依存し間接被害を受けた中小企業者（停電等による在庫品被害も含む）

融資上限 （国民事業）各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円
（中小事業）別枠1億円

貸付期間 （国民事業）10年以内（据置2年以内）
（中小事業）設備15年以内 運転10年以内（据置2年以内）

融資利率 （国民事業）1.20% （中小事業）1.20%

※事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を受けた方は、貸付後3年間、貸付額の内

1,000万円を上限に上記利率から0.9%引き下げ

○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の拡充

対象者	令和6年能登半島地震の被害を受けた方 ①直接被害を受けた方 ②直接被害を受けた方と一定の取引がある方
融資上限	通常の融資額に加え、別枠1,000万円
融資利率	①直接被害を受けた方 当初3年間通常金利-0.9% ②間接被害を受けた方 当所3年間通常金利-0.5%。
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業(TEL:0570-045202) 中小企業事業(TEL:076-231-4275)

信用保証制度

○セーフティネット保証（4号）

自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

要件	①当該地域において1年以上事業を継続している事業者 ②令和6年能登半島地震による被害を受け、最近1か月間の売上高等が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者
----	---

保証 一般保証枠とは別枠で最大2億8,000万円（内、無担保枠8,000万円）

資金用途 経営安定資金

保証割合 100%

保証料率 0.8%

利用方法 所在地の市町村の認定を受け、金融機関又は信用保証協会へ持参し、融資申し込みを行う。

○災害関係保証

激甚災害の直接被害を受けた中小事業者に対し、一般保証枠及びセーフティネット保証枠とは別枠で保証枠が利用できます。

要件 罹災証明書を受けた事業者

保証 一般保証枠、セーフティネット枠とは別枠で最大2億8,000万円（うち、無担保枠8,000万円）

※最大8億4,000万円（うち、無担保2億4,000万円）の枠が利用可能

資金用途 事業再建資金

保証割合 100%

保証料率 0.7%

利用方法 激甚災害により直接被害を受けた事業所が所在する市町村より罹災証明を受け、金融機関又は信用保証協会に申込

金沢市

○金沢市緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）

金沢市内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合のうち、セーフティネット4号認定を受けた方

資金用途 事業資金（借換は不可）

融資限度 5,000万円

返済期間 10年以内（据置2年以内）

融資利率 1.0%

利用方法 セーフティネット4号認定を取得し、取扱金融機関へ申込

○能登半島地震支援融資利用保証料助成制度

金沢市緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）の借入に係る信用保証料を助成します。

対象者 上記融資制度の利用に伴い、信用保証協会の信用保証料を納付した中小企業及び組合

助成額 400千円（万円未満切り捨て）

申込先 金沢市経済局産業政策課

○小規模企業共済制度にかかる特例措置（特例災害時貸付け）

対象 能登半島地震の被災地域の事業所で直接被害を受けている共済契約者

限度額 貸付限度額の範囲内で上限2,000万円

返済期間 4年～6年（据置期間1年を設定）

借入利率 無利子

※この他、小規模企業共済、セーフティネット共済の掛金納付期限の延長、貸付金の延滞利子免除や返済猶予等にも弾力的に対応。詳しくは中小機構共済相談室へ

【雇用維持に関する情報】

○雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

今回、令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、休業等を余儀なくされた事業所に対し特例措置を設けます。

（期間対象初日が令和6年1月1日～6月30日）

【主な特例措置】

- ・要件 生産指標（売上等）最近3ヵ月平均値が前年同期比10%以上低下
→最近1ヵ月で10%以上低下に引き下げ
※事業所設置1年未満の事業者も対象
- ・休業又は出向した場合の助成率引き上げ
大企業 1/2→2/3 中小企業 2/3→4/5
- ・支給日数の延長 1年間100日 → 1年間300日
- ・対象となる休業規模 大企業 1/15以上→1/30 中小企業 1/20→1/40
- ・計画届の提出 事前届 → 3/31までの計画は事後提出可能

お問合せ 雇用調整助成金コールセンター（平日9:00～21:00）

TEL：0120-603-999

石川労働局 職業対策課 TEL：076-265-4428

又は最寄りのハローワーク

○雇用保険の特例措置

令和6年能登半島地震に伴い、事業所が余儀なく休業され、労働者に賃金を払う事が出来ない場合、実際に離職していなくても、又再雇用を約した一時的な離職であっても労働者の方は失業給付を受給する事ができます。

※労働者の就業場所が被災地内の場合も対象となります。

お問合せ 石川労働局 職業安定課 TEL：076-265-4427

又は最寄りのハローワーク

【ビジネスマッチングに関する情報】

○令和6年能登半島地震 復旧・復興マッチングサイト（J-GoodTech）

復旧・復興、調達、代替生産、社会的課題解決などのマッチング支援、サポートを行っています。各ジャンルに分け、「〇〇をして欲しい」という企業とそのニーズに対し、「〇〇を提供する事が出来る」企業のマッチングを行います。

お問合せ（独）中小企業基盤整備機構 販路支援部マッチング支援課

（TEL：03-5470-1824）

○ザ・ビジネスモール 能登半島地震 関連商取引支援モール

ザ・ビジネスモールは、日本全国550団体以上の商工会議所・商工会で共同運営する「会員限定」の商取引支援サイトです。日本全国の商工会議所等会員企業のデータベース・会員同士の無料マッチングサービスで商工会議所・商工会の会員企業のビジネスマッチングを促進します。今回の震災を受け、地震、津波、火災等に関連して発生する需要に関する受発注を支援します。

お問合せ ザ・ビジネスモール事務局（TEL：050-7105-6220）

○[能登半島地震 クラウドファンディング協力企画](#)（（独）中小機構）

中小機構は、クラウドファンディング3社と協力し、令和6年能登半島地震で被災した事業者の資金調達支援としてクラウドファンディングによる災害支援プログラムを開始しました。

[お問合せ](#)（独）中小企業基盤整備機構（TEL：03-5470-1524）

【その他の情報】

○[国税の申告・納付等の期限の延長について](#)（国税庁）

国税庁では、石川県及び富山県に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長する（地域指定）こととしました。令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。例えば、毎月10日が納付期限の源泉所得税等についても、期限が延長されます。尚、申告手続の一助として、確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」はがきを毎年1月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、石川県内に納税地がある個人の皆様へ申告書用紙等を発送しないこととなっております。確定申告書用紙の送付を希望される方は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○[国民年金保険料の納付免除について](#)（日本年金機構）

国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）については、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。（災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。）また、口座振替の停止もできます。

○[厚生年金保険料等の口座振替等について](#)（日本年金機構）

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます。

※日本年金機構 被災者専用フリーダイヤル

国民年金、厚生年金保険の保険料納付、手続き等に関する相談を受けています。

TEL：0120-808-678

（月曜 8:30～19:00、火～金曜 8:30～17:15、第2土曜日 9:30～16:00）

○労働保険料の申告・納期限等の延長、納付の猶予について（石川労働局）

指定地域に所在する事業場の事業主、労働保険事務組合（労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含む）の方は、令和6年1月1日以降に行う労

働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての期限が延長されます。また、一定の要件を満たす事業主については、申請により、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則1年以内の期間猶予されます。

○[能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト](#)（石川県）

令和6年能登半島地震を受け、能登はもとより、金沢以南の各市町においても、飲食店や観光に携わる事業者、県産品の製造・販売を行う事業者の売り上げが大幅に減少するなど深刻な影響を受けています。石川県ではこれを受けて、「応援消費の機運を高める『能登のために、石川のために 応援消費おねがいプロジェクト』を開始しました。（申請不要）

- ・飲食店や販売店用のロゴマーク…店舗や商品への貼付
- ・一般の方用ロゴマーク…SNSへの掲載など自由に使用可

[お問合せ](#) 石川県 知事室戦略広報課（TEL：076-225-1362）

【最新情報について】

石川県：[石川県緊急時トップページ](#)

※[令和6年能登半島地震に係る事業者支援施策について](#)

金沢市：[金沢市災害用トップページ](#)

中小企業庁：[令和6年能登半島地震関連情報](#) …資金繰り支援、特例措置等

※[中小企業者等向け支援策ガイドブック](#)

国土交通省：[令和6年能登半島地震における被害と対応について](#) …インフラ等

厚生労働省：[事業主の皆様へ（支援・特例措置）](#) …雇用、労働等

国税庁：[令和6年能登半島地震に関するお知らせ](#) …税金等